

困窮状況		10点	5点	2点	備考
住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有毒な状態にある住宅に居住している者	住宅以外の建物若しくは場所に居住	工場、倉庫等非住宅に居住	宿泊施設に住み込み		写真添付
	保安上危険	持ち家が耐用年数を超え老朽等により修理不可	老朽化しており住宅構造部分に大規模修繕が必要	老朽化しているが、小規模修繕で居住可能(設備等の更新)	写真添付
	衛生上有毒		生命に危険又は著しく不衛生を与える施設が至近	不衛生又は不快を与える施設が至近	
	災害	崖上又は崖下等で極めて危険	洪水浸水想定区域3m以上 土砂災害危険箇所		現居住地の防災ハンドブックによる
	その他			1日中日照、通風がない	
他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者	同居による生活上の不便	2世帯以上が同居し苦痛(2親等以内の親族を除く)		2親等以内の親族と同居し苦痛	
	住宅困窮のため親族と同居不可	配偶者(婚約者を含む)と別居	2親等以内の親族と別居		現在の住宅に同居できない明確な理由が必要
住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者	不適当な居住状態	・1室又は間仕切りが不完全な所に2夫婦以上が居住 ・1室に12歳以上の異性の兄弟が就寝	1室に夫婦と12歳以上の子が就寝	1室に12歳以上の同性の兄弟が就寝	子の人数+1部屋以上(居間を除く)ある場合を除く
	共同利用		台所と便所を共同利用	台所か便所を共同利用	2世帯住宅は除く
	居住面積	最低居住水準未満の住宅に居住(居間、和室、洋室の総面積が対象)			単身者25㎡ 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡ ・3歳未満0.25人 ・3歳以上6歳未満 0.5人 ・6歳以上10歳未満 0.75人 ・世帯人数が2人に満たない場合は、2人とする ・世帯人数が4人以上の場合(上記適用後は左記の面積から5%控除する)
	その他			浴室がない	中富良野町福祉浴場を使用できるものみの世帯構成の場合は除く
正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)	立退要求	家主から立退き要求を受けている世帯(自己の責によるものを除く)			家主の証明書等提出
		法令判決、和解等により立退が決定している			
住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者	遠隔地居住(見込みを含む)	右記以外の市町村に居住	東神楽町、東川町、赤平市、南富良野町、旭川市、占冠村、滝川市、深川市ほか100キロ未満の場合(ただし、右記の市町を除く)	富良野市、上富良野町、美瑛町、芦別市	勤務先の住所の役所から、居住地の役所までの距離で計算勤務先を証明する書類を提出
	過大な家賃	月額家賃が世帯総収入の30%以上	月額家賃が世帯総収入の25%以上30%未満	月額家賃が世帯総収入の20%以上25%未満	
	その他	雇用保険の特定受給離職者及び特定理由離職者			雇用保険受給者資格証提出 コード11、12、21、22、23、31、32、33、34
前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかなる者	障害等	常時車椅子使用者のいる世帯で、車椅子対応でない住宅に居住	・入居者又は同居者に重度の障害者がいる世帯 ・要介護認定(要介護1~5)を受けており、現在の住宅に居住することが困難であると判断される場合	・入居者又は同居者に障害者がいる世帯(重度を除く)	○障害関係 障害者手帳提出 重度とは 身体障害 1、2級、精神 1級、知的 A判定 ○介護認定関係 要介護認定者は認定通知書若しくは被保険者証を提出 福祉課協議
	高齢			・申込者及び同居者が70歳以上で構成されている世帯	
	子ども		・1人親世帯子ども2人以上 ・多子世帯子ども3人以上	・1人親世帯子ども1人 ・多子世帯子ども2人 ・小学生入学前の子どものいる世帯	
	DV	配偶者から暴力被害を受けている世帯			DV法第10条の規定に基づき、保護命令中の配偶者から暴力を受けた被害者 婦人相談所において、配偶者からの暴力を理由として一時保護をした又はしている者、配偶者からの暴力を入所理由とした婦人保護施設及び母子生活支援施設の退所者及び入所者
	犯罪被害	犯罪被害者等からの暴力被害を受けている世帯			警察で確認がとれる場合 同意書の提出が必要
	生活保護		生活保護世帯		
	その他		・外国からの引揚者 ・シックハウスによる被害を受けている世帯		

※ 入居申込者の住所が町内にある場合は5点追加する。

※ 入居者又は同居者に町内に勤務先を有している者(勤務先は見込みも含む)若しくは年金受給者がいる場合は5点追加する。

※ 申込者から困窮状況を聴取し、選考委員会にて点数を決定。入居者を選考する。同点の場合は、抽選により入居者を決定する。